

裁判員制度の課題と提言

～裁判員制度発足1年を経て～

2010年6月22日

千葉県弁護士会

会長 市川清



第1 はじめに

1 2009年5月21日に裁判員制度が施行されて約1年が経過した。

千葉地裁管内においては、2010年4月末日までに169件が起訴され、うち54件について判決が言い渡されている。全国でも極めて高い数字である。

2 千葉県弁護士会は、2009年1月22日の臨時総会において「裁判員制度の延期を求める決議」を採択し、裁判員制度がこのまま実施されれば、現在行われている刑事裁判以上に被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害し、誤判とえん罪をもたらす危険性が現在よりも高くなると危惧されるとの問題意識を提示した。

また、2009年5月22日の定期総会においては、上記延期決議において指摘した問題点が何ら改善されることなく裁判員制度が実施されたことに対して強い遺憾の意を表明した上で、守秘義務の範囲の限定などの制度改善を緊急に行うよう国会などに求める総会宣言を可決した。

3 ところで、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、裁判員法という)は、附則9条において施行から3年後の検討とこれを基に「必要があると認めるとき」に「所要の措置」を講ずることを予定しているところ、当会では、2009年4月、裁判員制度対策委員会を設置し、主に「裁判員制度関連の法令改正」「裁判員制度の改革、改善に向けた諸活動」を目的として、主に千葉地裁の裁判傍聴等を通して検証作業を行ってきた。

4 裁判員制度発足1年にあたり、最高裁判所をはじめ各方面から、裁判員制度は概ねうまく機能し順調に推移しているとの楽観的な感想も聞かれる。

しかし、上記活動を通じて得た種々の検証結果からは、以下述べるような根源的な問題点が多く浮かびあがっており、2年後に迫った「施行から3年後の検証」を待つまでもなく検討、改善すべき点が見られる上、また、速やかに改善に向けた検討に着手すべき状況にある。

本提言は、裁判員制度及びその運用の問題点と改善点を提示することにより、発足1年を迎えた裁判員制度に対する批判的な視点から社会的関心を喚起とともに、関係各機関に対し制度の検証の視点を提供し、もって、被告人の公正な

裁判を受ける権利の保障を目指すものである。

第2 浮かび上がった課題、問題点（総論）

本書が提示する課題、問題点は、主に以下の諸点である。

- 1 被告人の身体拘束の長期化の問題
- 2 公判前整理手続における事前連絡（文書）の問題
- 3 刑事裁判の基本原則等の説明の問題
- 4 公判審理の問題
- 5 中間評議の問題
- 6 裁判員制度対象事件の選択の問題
- 7 守秘義務の問題

第3 各論

- 1 身体拘束の長期化の問題

<提言>

公判前整理手続によって、被告人の身体拘束が不当に長期化しないような制度の実現が図られるべきである。

(1) 公判前整理手続の長期化などに伴い公判期日が起訴から相当先になり、被告人の身体拘束が長期化するという事態が常態化し、大きな問題となっている。

竹崎最高裁長官は、本年5月2日の記者会見において、公判前整理手続の長期化に苦言を呈し「公判前整理手続が長引けば被告の勾留期間が長くなり、（証人の証言など）証拠価値も下がる」と問題提起した。この発言の真意は、公判前整理手続の長期化によって判決が起訴数の4分の1程度にとどまり多数の事件が滞留していることを憂慮し、法曹三者ことに弁護側に対し、身体拘束の長期化による不利益を口実に迅速化に向けた「協力」要請をしたものであって、必ずしも被告人の身体拘束の長期化それ自体を憂慮したものではない。

しかし、指摘されるように身体拘束の長期化は極めて重大かつ深刻な問題であり、従前であれば、起訴後数カ月で第1回公判が開かれていたものが、公判前整理手続に時間を取られて、起訴後約1年を経過しても裁判日程が決まらないケースもあるなど、裁判員制度の大きな問題となっている。

(2) 保釈を大幅に認めることで解決が図られる問題ではあるが、重大事犯が多い裁判員裁判にあっては、裁判所が簡単に保釈を許可しない実態がある。長期間身体を拘束されたままの被告人と弁護人との打ち合わせには、時間的物理的制約が大きく、そうなると公判前整理手続の長期化が被告人の弁護権の弱体化を

招くことも危惧される。

(3) 刑訴法 89条の現行保釈制度を見直し、保釈制度の抜本的改善をはかるべく積極的検討が求められる。

2 公判前整理手続における事前連絡（文書）の問題

<提言>

公判前整理手続における訴訟指揮が、刑訴法の規定に反したり、被告人の防御権や法令に基づく適切な弁護活動を阻害したりしてはならない。

(1) 千葉地裁刑事各部は、裁判員制度開始から間もない2009年6月、裁判員裁判対象事件の弁護人に対し、公判前手続に関する「お願い」等と題する連絡文書（以下、連絡文書という）を送付した。同文書に記載されている指示事項には、以下述べるように多くの問題を含んでいる。

① 連絡文書は、弁護人に対し、「事実に争いのない事件」について、第1回公判前整理手続期日前の段階において、検察官の証明予定事実記載書面、証拠請求送付から2週間ないし3週間に、予定主張記載書面の提出と証拠請求をするよう指示している。

しかし、裁判所がかかる期限を定めるときは、事前に必ず被告人または弁護人の意見を聞かなければならぬのであり（刑訴法316条の17第3項）、上記のような弁護人の意見を聞かずに期限を指定することは違法である。

また、刑訴法は、類型証拠が開示された後に予定主張を明らかにすることを予定しており（刑訴法316条の17第1項）、上記のような類型証拠の開示という段階を踏まない予定主張の期限設定は、刑訴法が予定する公判前整理手続きの流れを無視するものであり不当である。

そもそも「類型証拠の開示請求さえしていない段階では、証拠意見や予定主張を明らかにすることができる時期を確実に見通すことは不可能」である（日弁連裁判員本部2009年9月15日付「公判前整理手続でなすべき行為の期限指定及び裁判所からの防御方針に関する照会についての留意点」）。そうであるにもかかわらず、証拠開示もないまま予定主張を明示するよう求めることは、被告人の防御権や法令に基づく適切な弁護活動を阻害するものに他ならない。

② 連絡文書は、「多くの事件では、最初は打ち合せ期日をお願いしている」とする。

しかし、このような「期日」の常態化は、公判前整理手続それ自体を形骸化

させるとともに、被告人が同期日に出席する権利を実質的に侵害することになる。

- ③ 連絡文書は、弁護人に対し、予定主張事実記載書面には「検察官の証明予定事実記載書に関し、積極的に争う部分と、その点に関する積極的な主張」を記載するよう求めている。

しかし、主張明示義務は、「事実上及び法律上の主張」を明らかにするよう求めるにすぎず、検察官主張に対する認否まで求めるものではない。裁判所の指示は、主張明示義務の対象範囲を著しく広義に解する立場から検察官主張に対する実質的な認否を被告人側に義務付けるものであり、被告人の黙秘権を侵害するとともに、もっぱら検察官が負うべき全面的立証責任の原則にも反する。

- ④ 連絡文書は、弁護人に対し、検察官請求証拠につき、「供述調書類を不同意とされる場合には、同意可能な部分ができる限り特定して下さい」、「比較的客観的な証拠（診断書、実況見分調書、鑑定書等）を不同意にされる場合には、できる限りその具体的な理由を付して下さい」と指示している。

これは、迅速性のみを優先させることにより、伝聞証拠排除の原則を空洞化するとともに被告人の最終同意権を軽視するものである。

- ⑤ 連絡文書は、弁護人に対し、証拠申請書に関し、「被告人質問についても、必要性等を検討するため、予定時間、質問事項を記載」するよう求めている。

しかし、質問事項を事前に開示することは、被告人の公判供述内容を事前に開示することに等しく、黙秘権を侵害するものである。

しかも、被告人質問は証拠調べではなく、これを行うについて取調請求の手続も証拠決定も要しないものであるから、質問事項まで記載することをそもそも法は要求していないはずである。

また、裁判所は必要性等の検討と称してこれらの記載を求めているが、質問事項の絞り込みを通して質問時間そのものの短縮を考えていると思われ、そうであるとすれば、迅速性のみを最優先させ被告人側の弁護活動の制限をもたらすものである。

- (2) さらに、連絡文書は、弁護人に対し、「公判前整理手続において、立証対象を犯罪事実の存否と量刑の判断に真に必要なものに絞り込み、争いのある事件については争点を明確にした上、公判廷において取り調べる証拠を、犯罪事実の存否や量刑の判断に必要かつ十分なものに厳選することが不可欠となります。したがって、主張や証拠を準備するにあたっては、この点についての配慮をお願いします」と求めている。

確かに、検察官による証拠提出を無制限に認めるのであれば、裁判員が証拠の量やインパクトで心証を形成することも予想され、捜査権限を有せず、手持ち証拠の量や質で圧倒的に劣勢な被告人側に不利になりかねない。したがって、検察官側の立証に対しては、証拠の必要性や絞り込みの検討は不可欠であろう。

しかし、このような指示が、単に審理短縮のみを至上命題とし、証拠の厳選が弁護側立証にも向けられるのであれば、弁護活動の不当な制限に繋がる危険がある。

また、上記のような証拠の厳選は、主張と証拠を徹底して絞り込み、事実認定を「犯罪事実の核となる部分」だけを対象とするとする最高裁のいわゆる「核心司法」の表れのひとつであるが（司法研修所編「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」24頁参照）、そもそも刑訴法や裁判員法には「核心司法」の採用を明言した規定は存在しないばかりか、裁判官が一定の心証のもとに、証拠を「厳選」することが、予断排除原則に反する危険すらある。さらには、行き過ぎた「核心司法」は、証拠制限とあいまって訴訟の流動性・発展性を無視し、ひいては、ラフジャッジを招來する危険があることにも注意すべきである。

3 刑事裁判の基本原則等の説明の問題

<提言>

裁判員に対する刑事裁判の基本原則や法律概念の説明を明確にする制度を確立し運用するべきである。

(1) 刑事裁判の基本原則について

陪審制度では、公判廷で裁判官が陪審員に対して刑事裁判の基本原則に関する最小限の法的知識の提供を行うものとされており、これは一般に「説示」と呼ばれている。これに対し、裁判員法には説示に関する規定や刑事裁判の基本原則の説明を定めた規定はなく、わずかに裁判員法39条1項の裁判長の裁判員に対する説明事項として「その他必要な事項」があり、この解釈として基本的な証拠法則など刑事裁判に関する一般的説明も含まれるという程度にしか扱われていない。

そのためか、無罪推定原則、検察官の厳格な立証責任、黙秘権（自己負罪拒否権）等重要な原則に関する説明は、裁判員選任段階で形式的にしかなされていないようであるが、これらの諸点につきさらに十分な説明、説示が、被告人の在廷するところで明確になされることが必要であり、こうした憲法上の基本原則が裁判員に伝達、理解されることの制度的手続的措置が確立されることが

求められる。

陪審制度では「説示」が極めて重要な役割を担っているが、一般市民6人が3人という比較的多数の職業裁判官とともに合議体を構成し、事実認定のみならず法律の適用や量刑判断にまで加わる裁判員制度の特徴に照らすと、裁判員が職業裁判官と対等に議論し、その職責をまつとうできるようにするためには、説示は不可欠である。

(2) 法律概念の説明について

法律概念の説明は、「法令の解釈」（裁判員法6条2項1号、66条3項）に該当するものとして裁判官の権限とされている。

千葉地裁において、（事後）強盗致傷罪の成否が争点となったケースの公判前整理手続段階において裁判所が検察官に対して、同罪にいう「暴行」とは何かに関する説明案を作成し、これを弁護側とで調整するよう求めた事例があつたが、かかる扱いが妥当であるかは疑問である。法令の解釈に関する判断は構成裁判官合議体の権限であるから、裁判所は自らの責任において、犯罪構成要件について人権保障機能に配慮した明確な見解を示さなければならず、また、そうでなければ証拠調べが的外れなものとなりかねない。

(3) 具体的には刑事裁判の基本原則や法律概念について裁判員に真の理解として伝わるよう、公判前整理手続において裁判所が、検察官及び弁護側の意見を聴いたうえで、法曹三者の共通認識に立った説示書ないしこれに類する書面を作成し、これを公判廷において裁判員に示すなどすべきである。

4 公判審理の問題

<提言>

公判審理時間を十分確保し、事実認定のための充実した審理をすべきである。

(1) 裁判員の負担軽減を理由に公判審理時間を短縮しすぎ公判審理が形骸化しているのではないかとの危惧を払しょくし得ない。具体的には、採用される書証、証人の数、そして尋問時間を決める公判前整理手続の段階で問題となり、これが不当に切り詰められている事例も報告されている。

(2) これまでの裁判を見ると、2010年4月までに終了した54件の公判日数は、2日間が1件、3日が43件、4日が9件、5日が1件と、これまでの裁判とは審理時間が格段に短縮されている。加えて、休廷時間が多く取る進行がなされ、3日で終了した事件の進行予定表を調査したところ、公判審理時間総計が7ないし8時間30分程度で、このうち休廷時間が昼休みと含めて3時間前後を占め、中には進行予定にない休憩もしばしば見られた。

果たして、このような運用で関係証人尋問や被告人質問の時間が十分に確保され、聞くべき論点が尽くされているのか、不安に駆られる事件も見られた。

(3) 証拠の厳選（刑事訴訟規則189条の2）や裁判員の負担軽減が過度に強調され、事実認定のために必要な証拠あるいは尋問時間が確保されないとということでは適正手続の保障がはかれず、ひいては誤判にもつながるものである。

同様の視点から、評議のための時間も予め十分に確保されるべきである。前もって策定された公判審理予定に過度に拘泥し、尋問予定時間の超過を認めないという運用もなされているが、「訴訟は生き物」であり、証人から予想外的回答がなされた場合など、当初の尋問予定時間を超える尋問を認めが必要な場合は少なくない。

(4) こうした厳格な運用は、「約7割の事件が3日以内に、約9割の事件が5日以内に終了すると見込まれます」とする最高裁の方針によるものと思われる。

しかし、刑事裁判においては適正手続の下で被告人の公正な裁判を受ける権利が何より重視されなければならず、そうでなければ、裁判員制度は、かえつて誤判を招来し、また、一般市民を冤罪に加担させることにつながりかねない。

5 中間評議の問題

<提言>

裁判員の心証形成の共有化に繋がる中間評議は禁止すべきである。

(1) 裁判員裁判の公判審理においては休廷が頻繁に行われている。公判前整理手続の最終段階で作成される「進行予定表」にも、「休廷」や「休憩」あるいは「中間評議」として、この時間が確保されている。これまで傍聴した千葉地裁のほとんどの法廷で、書面の証拠調べ直後、主尋問直後、反対尋問直後等に特別の説明もなく20ないし30分程度の休廷措置がとられている。これが単純な休憩または争点の整理、証拠の立証趣旨の説明等の範囲に留まるのであればともかく、それまでの訴訟の流れの中で裁判官・裁判員が得た暫定的な心証を披瀝開示し、それを確認、共有するようなことが意識的にせよ無意識的にせよ行われているのであれば極めて重大な問題である。

(2) 最高裁の方針として「裁判員の理解の状況を常に把握しつつ、適宜の段階で中間的な評議ないし審理の現況説明や合議体構成員相互間での対話の機会を設定して、審理経過やそれまでの立証活動により各構成員の得た暫定的な心証を確認し共有しておくことが、裁判員の理解の増進に不可欠であると思われる」（司法研修所編「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」18頁参照）として中間評議の活用を促しており、実際の千葉地裁の運用もこのよ

うになされていると思われる。

- (3) しかし、このような心証形成のための中間評議は、促進ではなく禁止すべきものと考える。審理の段階や手続の理解の共有と事実認定の心証の形成の共有とは全く別のものであり、後者の共有化はむしろ事実認定に不慣れな一般市民に先入観と偏見を植え付ける危険と紙一重であって、これが被告人に不利に働いた場合は冤罪の温床ともなりかねないからである。
- (4) ちなみに、アメリカの陪審裁判では、裁判官が排除された市民だけの評議でさえ、心証共有形成のためとの明確な限定（これを狭義の中間評議というかどうかは格別）さえ付さずに中間評議が禁止されている。たとえば、ニューヨーク州では、裁判官から陪審員に対し、公判廷で、「裁判所が陪審員に評議を始めようと言うまで、その事件について陪審員の間でも話し合うことは許していません。と申しますのも、議論に熟さない段階で評議しますと未熟な最終判決へと誘導がなされるからです」と明白に説示忠告がなされるという（現代人文社2009年7月「市民が生きる裁判員制度に向けて—ニューヨーク州刑事裁判実務から学ぶ」19頁）。このことは、事実認定に職業裁判官が加わる日本の裁判員制度にあっては、より一層妥当するものである。
- (5) 裁判員法には、中間評議についての規定はないから（66条をこのような中間評議にまで拡大できるか疑問である）、この「心証形成のための中間評議」は禁止されているとの解釈も可能であるが、速やかにこのような中間評議を排除するための明確な制度ないし法改正がなされるべきである。

6 裁判員制度対象事件の選択の問題

<提言>

法定刑によって一律に裁判員裁判の対象とすることの適否を検討し、事件によっては対象から除外すること、さらには被告人の裁判員裁判選択権なども検討すべきである。

- (1) 千葉地裁で行われる裁判員裁判では、薬物密輸入罪事案が多い傾向があり、これまでに終了した裁判員裁判の40%を占めている（本年4月末までに終了した54件中23件）。

この種の事件では、特に事実を争わないものにあっては公判の審理がすでに定型化、ルーティン化を招来しているのではないかと危惧される。判決も量刑データベースの結果に依存している傾向が顕著で、そもそも市民感覚に基づく判断の余地が極めて希薄である。このような事犯にまで、裁判員裁判を適用する必要性に乏しいと思われる。

本年5月28日付毎日新聞の検証記事に、千葉地裁の薬物密輸入事犯の裁判員を実際に経験した人から「この事件を裁判員が審理する意味があるのか」「そもそも覚せい剤は日常生活からかけ離れていてピンとこない」と否定的な感想が掲載されていることも注目すべきである。

- (2) その他、一般市民に極めて大きな心理的負担を課すことになる死刑選択もあり得る事案、責任能力等高度な専門知識が争点となる事案、被害者のプライバシーや二次被害の招来も危惧される性犯罪事犯、さらには更生可能性と匿名性等成人とは異なる価値判断が重視される少年事犯などについても、法定刑によって一律に裁判員裁判の対象とするのは、多くの弊害が予想される。
- (3) このような事件が裁判員裁判によって行われたケースはまだ極めて少なく、今後の検証を待つべき課題とも言える。しかし、少なくとも、これらの事件類型を裁判員裁判の対象から除外することの是非を真剣に検討すべきである。
- (4) また、当初から裁判員制度の制度設計から除外されていた、被告人に裁判員裁判の選択権を与える制度についても検討すべきである。裁判員裁判となつて明らかに従来の量刑より厳しい判決となったと思われる事件も全国的には散見される。実際に、千葉地裁の危険運転致死事件における判決でも、裁判長が「(本件のような事案は)従来の量刑よりもより重く罰する必要がある」と明確に指摘した事案も見られる。また、全国的には、従来の量刑基準にそつて求刑されたが、軽すぎるとして、量刑を上回る刑が言い渡されたり、求刑通りの判決となつたものも散見される。

これを被告人の立場から見れば、選択の余地なくいわば強制的に裁判員裁判を受けた当該被告人には不公平感と不満が残ることになりかねず、裁判の納得という観点からすれば問題を孕んでいる。

7 守秘義務の問題

<提言>

裁判員の守秘義務を解除または限定する法改正をすべきである。

- (1) 裁判員法が裁判員・補充裁判員に課している評議における守秘義務については、これが、裁判員制度の検証を困難にし、裁判員に過重な心理的負担を与えているのではないかとの問題提起が各方面からなされている。

当会のこれまでの検証や調査にあたって、裁判員の守秘義務が障壁となって満足なアンケート調査等は出来ず、裁判員の感想や本音、制度や運用に対する要望等は、裁判終了後の記者会見に出席した裁判員らの限られた時間と言葉を報じた新聞報道等でしか情報を得ることができなかつた。

(2) 2009年11月26日付東京新聞に掲載された千葉地裁の裁判員裁判第1号事件の報道では、ある裁判員が記者会見で、「最初はこれで強盗？と思ったが、裁判長が、強盗にも色々あると説明してくれた」と語った。また、別の裁判員は、「強盗に該当すると（裁判長が）親切丁寧に教えてくれた」と述べたと報道されている。2009年10月29日静岡地裁浜松支部での判決後の記者会見では、一部の裁判員が「意見が反映されなかった。もう少し裁判員の意見を聞いてほしいと思った」と発言したと報道されている。

このような、裁判員の生の本音が表明されるのは、ごく稀なケースと言え、多くは、記者会見に同席する裁判所職員から守秘義務違反のチェックのためか、発言が監視されるなどが無言の圧力となったり、中には実際に発言が制止されトラブルにまで至った事例もあり、裁判員の声を制度や運用に反映させることを困難としている。

(3) その上、裁判員は、明確な構成要件と言えるか疑問のある罰則規定により一生涯義務を課されるのであるが、これが、裁判員にとって心理的な負担とならないか強く危惧される。

(4) 守秘義務は、これを解除するか、または仮に維持するとしても、評議における発言の自由とプライバシー保護の要請から導かれる範囲に構成要件を限定する法改正がなされるべきである。

第4 おわりに

本書で指摘したのは、現時点までに取りまとめた課題に過ぎない。

今までに判決言渡がなされた裁判員裁判は、公判前整理手続が比較的短期間に終了した事件ともいえ、大型否認事件や死刑求刑事件などにはいまだ遭遇していない。にもかかわらず、本書で述べたような重大な課題、問題点が指摘されるのであり、今後、深刻な裁判員への負担をもたらす恐れのある事件が係属することも予想され、現在よりも多くの困難な課題に直面することになるはずである。

千葉県弁護士会は、今後も検証作業を続け、今から2年後の制度の見直しに向けて検討を続ける所存である。

以上